

令和5年度 要保護児童対策地域協議会連携強化研修

【下関圏域】 開催要項

1 目的

市町(地域)における児童虐待への対応能力の向上と要保護児童対策地域協議会の構成機関相互の連携強化の方法等について学ぶことを目的に、県内各圏域において本研修会を開催します。

要保護児童対策地域協議会がどのように連携していくべきか、今一度考えてみませんか。本研修は、要対協議の役割や地域支援におけるネットワークの構築について学べる貴重な機会となっております。

2 実施主体

山口県

3 実施機関

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

4 対象者

児童相談所、市町、警察、教育機関、医療機関など、要保護児童対策地域協議会の構成機関等において児童虐待対策に携わる職員

5 定員

30人程度

6 圏域、日程、演題・講師、会場

圏域	日時	時間	演題・講師	会場
下関児相管内	12月11日(月)	12:30~12:50	受付	県下関総合庁舎別館第2大会議室(下関貴船町3丁目2-1)
		12:50~13:00	開講・オリエンテーション	
		13:00~16:00	【講義・演習】 「要保護児童対策地域協議会を活用したネットワーク支援 ～子どもと家庭の地域支援を目指して～」 講師 同志社大学心理学部 客員教授 八木 安理子 氏	
		16:00~16:10	閉講・アンケート記入	

7 受講料

無料

8 講師

同志社大学心理学部 客員教授 八木 安理子 氏

大阪中央児童相談所(当時)非常勤心理判定、大阪市家庭児童相談室の非常勤相談員などの勤務を経て、平成5年4月より枚方市家庭児童相談室の正職員として勤務。

その後、こども総合相談センター長(子ども家庭総合支援拠点)、こども青少年課次長を経て、令和2年4月 組織改革により枚方市子どもの育ち見守りセンター長 兼 子育て支援監付次長 併 教育委員会学校教育部副参事

令和3年4月 子育て支援監付次長 併 教育委員会学校教育部副参事

令和4年4月より現職、児童虐待防止協会執行理事、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事情アドバイザー。

9 申込手続

(1) 申込方法

ア 児童相談所職員及び県内市町児童虐待対策担当職員

「山口県社会福祉協議会 福祉研修センター」のHP(<https://yg-fkc.com/>)からマイページにログインし、該当研修の申込フォームからお申し込みください。

※ 事前に所属単位での登録が必要です。(既に登録されている場合は不要です。)

イ ア以外の職員

別紙「受講申込書」にてFAXでお申し込みください。

(2) 申込受付期間

令和5年11月6日(月)～11月27日(月)

※上記期間以外の申込は受け付けません。

※下関圏域以外の方の申し込みも受け付けます。

(3) 受講決定

ア 児童相談所職員及び県内市町児童虐待対策担当職員

受付期間終了後に(1)で登録されたアドレスにメールでお知らせします。

定員超過等でやむを得ずお断りする場合もメールでお知らせします。

なお、申込状況はマイページ内の「研修申込状況」で確認できます。

イ ア以外の方

定員超過等で受講をお断りする場合は、電話又はFAXで連絡します。

10 個人情報の取扱い

「申込フォーム」に記載された個人情報は、研修会の運営管理のみに使用します。

11 その他

(1) 自然災害等のやむを得ない事由により研修を開催できない場合は、前日の午後3時までにHP(<https://yg-fkc.com/>)に記載しますので、前日に必ずホームページを確認してください。

(2) 欠席される場合は、研修前日までに必ず連絡してください。

(3) 研修当日に、発熱や体調が悪い場合は、研修への参加を控えてください。

(4) 遅刻する場合は、速やかに連絡してください。

(5) 研修当日は、各自でマスクを持参してください。

12 問合せ先

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修部(福祉研修センター)

担当 石丸

〒754-0893 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内

TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

